騒音に関する基準値のある指定建設作業(特定建設作業に当るものを除く)	
指定建設作業の種類	中野区内の基準値
	(建設作業が行われて
	いる敷地境界線におい
	て)
穿孔機を使用するくい打設作業	80 デシベル
インパクトレンチを使用する作業	80 デシベル
コンクリートカッターを使用する作業	80 デシベル
(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における	
当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない	
作業に限る)	
ブルドーザー、パワーショベル、バックホー、その他これらに	80 デシベル
類する掘削機械を使用する作業	
(騒音規制法の対象作業を除く)	
振動ローラー、タイヤローラー、ロードローラー、振動プレー	80 デシベル
ト、振動ランマその他これらに類する締固め機械を使用する作	
業	
(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における	
当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない	
作業に限る)	
コンクリートミキサー車を使用するコンクリート搬入作業	80 デシベル
原動機を使用するはつり作業及びコンクリート仕上げ作業(削	80 デシベル
岩機を使用する作業を除く)	
動力、火薬又は鋼球を使用して建築物その他の工作物を解体	85 デシベル
し、又は破壊する作業	
(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における	
当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない	
作業に限り、さく岩機、コンクリートカッター又は掘削機械を	
使用する作業を除く)	